

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令等の一部を改正する省令 新旧対照条文
 (傍線部分は改正部分)

○発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 (平成十年通商産業省令第五十四号)

改 正	現 行
<p>(第二種事業の届出)</p> <p>第一条 環境影響評価法施行令 (平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。) 別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ル及びワの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る環境影響評価法 (平成九年法律第八十一号。以下「法」という。) 第四条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書により行うものとする。</p> <p>(第二種事業の判定の基準)</p> <p>第二条 令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ル及びワの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第三項 (同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。) の規定による判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次のイからハまでに掲げる種類の発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に、工事期間が重なる一以上の当該発電所と同一種類の発電所の設置により、総体としての</p>	<p>(第二種事業の届出)</p> <p>第一条 環境影響評価法施行令 (平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。) 別表第一の五の項のイ、ハ及びホからチまでの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る環境影響評価法 (平成九年法律第八十一号。以下「法」という。) 第四条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書により行うものとする。</p> <p>(第二種事業の判定の基準)</p> <p>第二条 令別表第一の五の項のイ、ハ及びホからチまでの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第三項 (同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。) の規定による判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 水力発電所又は火力発電所 (地熱を利用するものに限る。) を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に、工事時期が重なる一つ以上の水力発電所又は火力発電所 (地熱を利</p>

発電出力が令別表第一の五の項の第二欄に掲げる要件のうち事業の規模に係るもの（次号において「第一種事業規模」という。）に該当することとなること又は第五号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。

イ 水力発電所

ロ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）

ハ 風力発電所

四 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に、工事時期が重なる「以上の火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置により、総体としての発電出力が第一種事業規模に該当することとなること又は次号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。」

五・六（略）

七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条の保育所又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの（以下「学校等」）と総称する。）が火力発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、発電所から発生する騒音の学校等における予測値が、環境基本法第十六条第一項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（以下「騒音に係る環境基準」という。）の地域の類型A Aの夜間の値を超えること。

用するものに限る。）の設置により、総体としての発電出力が第一種事業規模を超えることとなること又は第五号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。

四 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に、工事時期が重なる「以上の火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置により、総体としての発電出力が第一種事業規模を超えることとなること又は次号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。」

五・六（略）

七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条の保育所又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第三項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの（以下「学校等」）と総称する。）が火力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、発電所から発生する騒音の学校等における予測値が、環境基本法第十六条第一項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（以下「騒音に係る環境基準」という。）の地域の類型A Aの夜間の値を超えること。

八・九 (略)

十 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第九条第一項から第七項までに定める地域が火力発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、発電所から発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の種類Aの夜間の値を超えること。

十一～二十三 (略)

二十四 火力発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の測定している騒音の測定点(以下「騒音の測定点」という。)において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であつて、発電所から発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。

二十五～二十八 (略)

(項目及び手法の選定に関する指針)

第五条 特定対象事業に係る法第十一条第四項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第十二条までに定めるところによる。

(事業特性及び地域特性の把握)

第六条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに

八・九 (略)

十 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第九条第一項から第七項までに定める地域が火力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、発電所から発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の種類Aの夜間の値を超えること。

十一～二十三 (略)

二十四 火力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の測定している騒音の測定点(以下「騒音の測定点」という。)において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であつて、発電所から発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。

二十五～二十八 (略)

(項目及び手法の選定に関する指針)

第五条 特定対象事業に係る法第十一条第三項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第十二条までに定めるところによる。

(事業特性及び地域特性の把握)

第六条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに

必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす特定対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

一（略）

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（次条第三項第一号及び別表第一から別表第五までにおいて「大気環境」という。）の状況（環境基本法第十六条第一項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）

(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（次条第三項第一号及び別表第一から別表第五までにおいて「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

(3)（略）

ロ（略）

2・3（略）

（環境影響評価の項目の選定）

第七条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、次の各号に掲げる発電所の区分

必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす特定対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

一（略）

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（次条第三項第一号及び別表第一から別表第四までにおいて「大気環境」という。）の状況（環境基本法第十六条第一項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）

(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（次条第三項第一号及び別表第一から別表第四までにおいて「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

(3)（略）

ロ（略）

2・3（略）

（環境影響評価の項目の選定）

第七条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、次の各号に掲げる発電所の区分

に応じ当該各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う当該影響要因について当該別表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。

一～四（略）

五 風力発電所 別表第五

2（略）

一（略）

二 特定対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であって特定対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第一から別表第五までにおいて「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

3（略）

一（略）

イ（略）

ロ 水環境

(1) 水質（地下水の水質を除く。別表第一から別表第五までにおいて同じ。）

(2)～(4)（略）

二・三（略）

に応じ当該各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う当該影響要因について当該別表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。

一～四（略）

（新設）

2（略）

一（略）

二 特定対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であって特定対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第一から別表第四までにおいて「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

3（略）

一（略）

イ（略）

ロ 水環境

(1) 水質（地下水の水質を除く。別表第一から別表第四までにおいて同じ。）

(2)～(4)（略）

二・三（略）

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。次条第一項第六号及び別表第一から別表第五までにおいて同じ。）

ロ（略）
4～7（略）

（調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方）

第八条 特定対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び特定対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第十二条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一・二（略）

三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（別表第六から別表第十までにおいて「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。次条第一項第六号及び別表第一から別表第四までにおいて同じ。）

ロ（略）
4～7（略）

（調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方）

第八条 特定対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び特定対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第十二条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一・二（略）

三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（別表第五から別表第八までにおいて「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

四〇六 (略)

二〇四 (略)

(手法の選定)

第九条 前条第一項の規定による手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、第七条第一項各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この項及び別表第六から別表第十までにおいて「参考手法」という。）を勘案しつつ、第六条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ当該選定を行うものとする。

一 水力発電所 別表第六

二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。） 別表第七

三 原子力発電所 別表第八

四 火力発電所（地熱を利用するものに限る。） 別表第九

五 風力発電所 別表第十

二〇三 (略)

(調査の手法の選定の留意事項)

第十条 (略)

一〇三 (略)

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（第五項及び別表第六から別表第十までにおいて「調査地点」という。） 調査すべき

四〇六 (略)

二〇四 (略)

(手法の選定)

第九条 前条第一項の規定による手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、第七条第一項各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この項及び別表第五から別表第八までにおいて「参考手法」という。）を勘案しつつ、第六条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ当該選定を行うものとする。

一 水力発電所 別表第五

二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。） 別表第六

三 原子力発電所 別表第七

四 火力発電所（地熱を利用するものに限る。） 別表第八

(新設)

二〇三 (略)

(調査の手法の選定の留意事項)

第十条 (略)

一〇三 (略)

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（第五項及び別表第五から別表第八までにおいて「調査地点」という。） 調査すべき

情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯（第五項及び別表第六から別表第十までにおいて「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2～6 （略）

（予測の手法の選定の留意事項）

第十一条 （略）

一 （略）

二 予測の対象とする地域（次号、第三項及び別表第六から別表第十までにおいて「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第六から別表第十までにおいて「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域内において予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第六から別表第十までにおいて「予測対象時期等」という。） 工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の

情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯（第五項及び別表第五から別表第八までにおいて「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2～6 （略）

（予測の手法の選定の留意事項）

第十一条 （略）

一 （略）

二 予測の対象とする地域（次号、第三項及び別表第五から別表第八までにおいて「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第五から別表第八までにおいて「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域内において予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第五から別表第八までにおいて「予測対象時期等」という。） 工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の

人の活動の開始（以下「供用開始」という。）後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）並びに工事の実施による影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯
 255 (略)

附 則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

別表第三（第七条関係）

(略)	環境要素の 区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
	環境要因の 区分	環境要素の 区分	
(略)	大気質	大気環境	(略)
(略)	騒音		
(略)	振動		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第五（第七条関係）
 （表は別紙）

人の活動の開始（以下「供用開始」という。）後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）並びに工事の実施による影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯
 255 (略)

別表第三（第七条関係）

(略)	環境要素の 区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
	環境要因の 区分	環境要素の 区分	
(略)	大気質	大気環境	(略)
(略)	騒音		
(略)	振動		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

（新規）

別表第六（第九条関係）

(略)					(略)	(略)	(略)	環境要素の区分	参考項目	参考手法
	水	河水の取	貯水池の存在	地形改変及び施設 の存在						
(略)	動物（水生動物を含む。）の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目のすべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第五（第九条関係）

(略)					(略)	(略)	(略)	環境要素の区分	参考項目	参考手法
	水	河水の取	貯水池の存在	地形改変及び施設 の存在						
(略)	動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目のすべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第七（第九条関係）

振動	(略)	粉じん等			(略)	環境要素 の区分	参考項目
		(略)	(略)	建設機械 の稼働			
工事用資 材等の搬 出入	(略)	(略)	(略)	一 調査すべき情報 二〇九 (略)	(略)	参 考 手 法	
一・二 (略) 三 調査地域 工事用資材等の搬出入に使用する自 動車が運行する予定の路線及びその周 辺区域 四〇九 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

別表第六（第九条関係）

振動	(略)	粉じん等			(略)	環境要素 の区分	参考項目
		(略)	(略)	建設機械 の稼働			
工事用資 材等の搬 出入	(略)	(略)	(略)	一 調査すべき情報の種類 二〇九 (略)	(略)	参 考 手 法	
一・二 (略) 三 調査地域 工事用資材等の搬出入に使用する自 動車が通行する予定の路線及びその周 辺区域 四〇九 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

重要な地形及び地質の存在	(略)	水の濁り	(略)	(略)	資材等の搬出入	(略)
	(略)					
一〇七 (略) 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確	(略)	一〇六 (略) 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域 八・九 (略)	(略)	(略)	一・二 (略) 調査地域 資材等の搬出入に使用する自動車が行う予定の路線及びその周辺区域 四・九 (略)	(略)

重要な地形及び地質の存在	(略)	水の濁り	(略)	(略)	資材等の搬出入	(略)
	(略)					
一〇七 (略) 予測対象時期等 重要な地形及び地質の特性を踏まえ、地形及び地質に係る環境影響を的確	(略)	一〇六 (略) 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質の拡散の特性を踏まえ、浮遊物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八・九 (略)	(略)	(略)	一・二 (略) 調査地域 資材等の搬出入に使用する自動車が行う予定の路線及びその周辺区域 四・九 (略)	(略)

				(略)			主要な人と自然との触れ合いの活動の場
				(略)			工事用資材等の搬出入
				(略)			一・二 (略) 三 調査地域 四 調査地点
				(略)			資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域
				(略)			人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域にお
				(略)			の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
				(略)			六〇八 (略)

				(略)			主要な人と自然との触れ合いの活動の場
				(略)			工事用資材等の搬出入
				(略)			一・二 (略) 三 調査地域 四 調査地点
				(略)			資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域
				(略)			人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域にお
				(略)			調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
				(略)			六〇八 (略)

(略)	
(略)	
(略)	<p>る主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点五〇八 (略)</p>

別表第八(第九条関係)

(略)	粉じん等		(略)	環境要素 の区分	参考項目
(略)	(略)	建設機械 の稼働	(略)		
(略)	(略)	一 調査すべき情報 二〇九 (略)	(略)	(略)	参 考 手 法

(略)	
(略)	
(略)	<p>ける主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点五〇八 (略)</p>

別表第七(第九条関係)

(略)	粉じん等		(略)	環境要素 の区分	参考項目
(略)	(略)	建設機械 の稼働	(略)		
(略)	(略)	一 調査すべき情報の種類 二〇九 (略)	(略)	(略)	参 考 手 法

		水の濁り		振動	
		(略)	(略)		
		(略)	(略)		
		(略)	(略)		
八・九 (略)	造成等の 施工によ る一時的 な影響	一〇六 (略) 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質 量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに 係る環境影響を受けるおそれがある地 域	一・二 (略) 三 調査地域 資材等の搬出入に使用する自動車 が運行する予定の路線及びその周辺区域 四〇九 (略)	一・二 (略) 三 調査地域 工事用資材等の搬出入に使用する自 動車が運行する予定の路線及びその周 辺区域 四〇九 (略)	工事用資 材等の搬 出入

		水の濁り		振動	
		(略)	(略)		
		(略)	(略)		
		(略)	(略)		
八・九 (略)	造成等の 施工によ る一時的 な影響	一〇六 (略) 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質 量の拡散の特性を踏まえ、浮遊物質 量に係る環境影響を受けるおそれがある 地域	一・二 (略) 三 調査地域 資材等の搬出入に使用する自動車 が通行する予定の路線及びその周辺区域 四〇九 (略)	一・二 (略) 三 調査地域 工事用資材等の搬出入に使用する自 動車が通行する予定の路線及びその周 辺区域 四〇九 (略)	工事用資 材等の搬 出入

海域に生息する動物	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	(略)	重要な地形及び地質	(略)	(略)
変及び施設の存在	地形の改変及び施設の存在	(略)	地形の改変及び施設の存在	(略)	(略)
一 調査すべき情報 イ 海生動物の主な種類及び分布の状況 ロ・ハ (略) 二〇八 (略)	一 調査すべき情報 イ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況 ロ (略) 二〇八 (略)	(略)	一〇七 (略) 八 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期	(略)	(略)

海域に生息する動物	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	(略)	重要な地形及び地質	(略)	(略)
変及び施設の存在	地形の改変及び施設の存在	(略)	地形の改変及び施設の存在	(略)	(略)
一 調査すべき情報 イ 魚等の遊泳動物、潮間帯生物(動物)、底生生物(動物)、動物プランクトン、卵・稚仔(以下「海生動物」という。)の主な種類及び分布の状況 ロ・ハ (略) 二〇八 (略)	一 調査すべき情報 イ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況 ロ (略) 二〇八 (略)	(略)	一〇七 (略) 八 予測対象時期等 重要な地形及び地質の特性を踏まえ、地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期	(略)	(略)

			海域に生育する植物	(略)	
			地形の改変及び施設の存在	(略)	(略)
			一 調査すべき情報 イ 海生植物の主な種類及び分布の状況 ロ (略) 二 四 (略) 五 調査期間等	(略)	(略)
			植物の生育の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 八 (略)		
			一 四 (略) 五 調査期間等		
			植物の生育の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育		

			海域に生育する植物	(略)	
			地形の改変及び施設の存在	(略)	(略)
			一 調査すべき情報 イ 潮間帯生物(植物)、海草藻類及び植物プランクトン(以下「海生植物」という。)の主な種類及び分布の状況 ロ (略) 二 四 (略) 五 調査期間等	(略)	(略)
			植物の生育の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 八 (略)		
			一 四 (略) 五 調査期間等		
			植物の生育の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環		

				主要な人と自然との触れ合いの活動の場	(略)	
				工事用資材等の搬出入	(略)	
				一・二 (略) 三 調査地域 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域	(略)	環境への影響を予測及び評価するため に適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六〇八 (略)
				資材等の搬出入 一・二 (略) 三 調査地域 資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域	(略)	四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評

				主要な人と自然との触れ合いの活動の場	(略)	
				工事用資材等の搬出入	(略)	
				一・二 (略) 三 調査地域 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の通行が予定される路線及びその周辺区域	(略)	境への影響を予測及び評価するため に適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六〇八 (略)
				資材等の搬出入 一・二 (略) 三 調査地域 資材等の搬出入に使用する自動車の通行が予定される路線及びその周辺区域	(略)	四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び

(略)	
(略)	
(略)	五〇八 (略) 評価するために適切かつ効果的な地点

別表第九 (第九条関係)

(略)	重要な種及び注目すべき生息地	参考項目	環境要素の区分	参考手法
(略)	地形改変及び施設 の存在	造成等の施工による一時的な影響	環境要素の区分	
(略)	二〇八 (略)	一 調査すべき情報は イ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、 昆虫類に関する動物相の状況 ロ (略)	(略)	(略)

(略)	
(略)	
(略)	五〇八 (略) 評価するために適切かつ効果的な地点

別表第八 (第九条関係)

(略)	重要な種及び注目すべき生息地	参考項目	環境要素の区分	参考手法
(略)	地形改変及び施設 の存在	造成等の施工による一時的な影響	環境要素の区分	
(略)	二〇八 (略)	一 調査すべき情報は イ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、 昆虫類に関する動物相の状況 ロ (略)	(略)	(略)

別表第十（第九条関係）

参 考 項 目	環境要素 の区分	窒素酸化 物の
参 考 手 法	影響要因 の区分	工 事 用 資 材 等 の 搬 入 出
<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における窒素酸化物</p>		

（新規）

	建設機械 の稼働
<p>に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 予測地域</p> <p>七 第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 予測対象時期等</p> <p>九 工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p>

<p>四 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p>	<p>五 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p>	<p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>八 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>九 予測対象時期等</p>
---	--	-----------------------------------	---	---	-------------------

	粉じん等	
	工 事 用 資 材 等 の 搬 入 出 入	
<p>建設機械の稼働による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p>		

	建設機械 の稼働
<p>第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するため</p>

騒音	
工事用資 材等の搬 出入	
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 道路交通騒音の状況</p> <p>ロ 沿道の状況</p> <p>ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p>	<p>五 適切かつ効果的な地点調査期間等</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するた めに適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>

<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻</p>	<p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p>	<p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>六 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p>	<p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>八 予測地点</p>
--	--	---	---	--------------------------------------	--	----------------

	<p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>工 事用資材等の搬出入に用いる自動車 の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 騒音の状況</p> <p>ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を</p>

<p>施設 稼働</p>	
<p>一 調査すべき情報 イ 騒音の状況 ロ 地表面の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査によ</p>	<p>予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>

<p>る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻</p>	<p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p>	<p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>六 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p>	<p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>八 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地点</p>
--	--	---	---	--------------------------------------	--	--

	振動
	工事用資 材等の搬 出入
<p>測地域における騒音に係る環境影響を 的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期 及び騒音に係る環境影響が最大になる 時期（最大になる時期を設定すること ができる場合に限る）</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査によ る情報の収集並びに当該情報の整理及 び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>工事用資材等の搬出入に使用する自 動車が運行する予定の路線及びその周 辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の 調査地域における振動に係る環境影響 を予測し、及び評価するために適切か つ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号 の調査地域における振動に係る環境影</p>

	建設機械の稼働
<p>響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地</p>

水の濁り	
建設機械	
一 調査すべき情報	<p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>

二 浮遊物質量の状況 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法
三 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
四 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期
五 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
六 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質

	造成等の 施工によ る一時的 な影響
八 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、 前号の予測地域における水の濁りに係 る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 建設機械の稼働による水の濁りに係 る環境影響が最大となる時期	一 調査すべき情報 浮遊物質量の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査によ る情報の収集並びに当該情報の整理及 び解析。この場合において、前号の情 報については環境基準において定めら れた浮遊物質量に係る水質の汚濁につ いての測定の方法 三 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、 水の濁りに係る環境影響を受けるおそ れがある地域 四 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、

有害物質	
建設機械の稼働	
<p>一 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況 調査の基本的な手法</p> <p>二</p>	<p>五 前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 調査期間等</p> <p>六 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 予測地域</p> <p>七 第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域 予測地点</p> <p>八 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 予測対象時期等</p> <p>九 造成等の施工による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>

<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>三 調査地域 しゅんせつ工事を行う区域 四 調査地点 前号の調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点</p>	<p>五 調査期間等 原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に一回</p>	<p>六 予測の基本的な手法 有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p>	<p>七 予測地域 有害物質の拡散の特性を踏まえ、建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>八 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>九 予測対象時期等 しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
---	--	---	---	---	---	---

重要な地 形及び地 質	地形改変 及び施設 の存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 地形及び地質の状況</p> <p>ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域調査地点</p> <p>四 地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p>
-------------------	---------------------	--

	風車の影
	施設の稼働
<p>第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 土地利用の状況</p> <p>ロ 地形の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>三 調査地域</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、前号の調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p>

<p>重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息する一時的な影響）</p>	<p>造成等の施工による影響</p>	<p>一 調査すべき情報は イ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況 ロ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p>
		<p>五 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえ、風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると思われる地域</p> <p>八 予測地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、前号の予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期</p>

するものを除く。	地形改変及び施設存在
二	調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
三	調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域
四	調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路
五	調査期間等 動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
六	予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析
七	予測地域 第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目

	<p>働 施 設 の 稼</p>
<p>八 すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 哺乳類及び鳥類に関する動物相の状況 ロ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等</p>

	海域に生息する動物
	造成等の施工による一時的な影響 地形改変及び施設
<p>動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 海生動物の主な種類及び分布の状況</p> <p>ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状</p>

の存在

況

二 調査の基本的な手法

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

三 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺区域

四 調査地点

動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路

五 調査期間等

動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

六 予測の基本的な手法

海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な

<p>重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く）</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、動物の生息の特徴を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特徴を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	<p>地形改変及び施設</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>ロ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>

三 調査地域	対象事業実施区域及びその周辺区域
四 調査地点	植物の生育及び植生の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路
五 調査期間等	植物の生育及び植生の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
六 予測の基本的な手法	重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析
七 予測地域	第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域
八 予測対象時期等	植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境

	海域に生 育する植 物	造成等の 施工によ る一時的 な影響	地形改変 及び施設 の存在
影響を的確に把握できる時期	一 調査すべき情報 イ 海生植物の主な種類及び分布の状 況 ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及び そこにおける植物の生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査によ る情報の収集並びに当該情報の整理及 び解析	三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 調査地点	四 植物の生育の特性を踏まえ、前号の 調査地域における海生植物及び干潟、 藻場、さんご礁における植物の生育環 境に係る環境影響を予測し、及び評価 するために適切かつ効果的な地点又は 経路 五 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえ、第三号 の調査地域における海生植物及び干潟 、藻場、さんご礁における植物の生育 環境への影響を予測及び評価するため に適切かつ効果的な期間、時期及び時

	地域を特 徴づける 生態系
	造成等の 施工によ る一時的 な影響
<p>六 予測の基本的な手法 間帯 海生植物及び干潟、藻場、さんご礁 について、分布又は生育環境の改変の 程度を把握した上で、事例の引用又は 解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、植物の生 育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟 、藻場、さんご礁における植物の生育 環境に係る環境影響を受けるおそれが ある地域</p> <p>八 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえ、海生植 物及び干潟、藻場、さんご礁における 植物の生育環境に係る環境影響を的確 に把握できる時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 動植物その他の自然環境に係る概 況</p> <p>ロ 複数の注目種等の生態、他の動植 物との関係又は生息環境若しくは生 育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査によ</p>
地形改変 及び施設 の存在	

<p>働 施 設 の 稼 働</p>	<p>る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>
<p>三 調 査 地 域</p>	<p>陸域における対象事業実施区域及びその周辺区域</p>
<p>四 調 査 地 点</p>	<p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p>
<p>五 調 査 期 間 等</p>	<p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>
<p>六 予 測 の 基 本 的 な 手 法</p>	<p>注目種等について、分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p>
<p>七 予 測 地 域</p>	<p>第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>

	地形改変及び施設	八 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	の存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 主要な眺望点</p> <p>ロ 景観資源の状況</p> <p>ハ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>調査地域における景観の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>調査地域における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評</p>

主要な人 と自然と の触れ合 いの活動 の場	
工事用資 材等の搬 出入	
一 調査すべき事項 イ 人と自然との触れ合いの活動の場 の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活 動の場の分布、利用の状況及び利用	価するために適切かつ効果的な期間及 び時期 六 予測の基本的な手法 イ 主要な眺望点及び景観資源につい て、分布の改変の程度を把握し、事 例の引用又は解析 ロ 主要な眺望景観について、完成予 想図、フォトモニタージュ法その他 の視覚的な表現方法 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、調査地域 における景観の特性を踏まえ、主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な眺望 景観に係る環境影響を受けるおそれが ある地域 八 予測対象時期等 調査地域における景観の特性を踏ま え、主要な眺望点及び景観資源並びに 主要な眺望景観に係る環境影響を的確 に把握できる時期

環境の状況	二 調査の基本的な手法
文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	三 調査地域
工事用資材等の搬出入に使用する自動車等の運行が予定される路線及びその周辺区域	四 調査地点
人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	五 調査期間等
人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	六 予測の基本的な手法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用	

	地形改変及び施設 の存在
<p>七 又は解析 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 調査すべき事項</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p>

<p>五 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点調査期間等</p>	<p>六 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p>	<p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>八 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触</p>
--	---	--	--

		<p>れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>産業廃棄物</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握 二 予測地域 対象事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間</p>
<p>残土</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 予測の基本的な手法 残土の排出量の把握 二 予測地域 対象事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間</p>
<p>備考</p> <p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。</p> <p>三 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に</p>		

明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。

四 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。

六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。

七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。